新潟縣公民館月報

発行人
新潟縣公民館連絡協議会
新潟縣教育廳
社会教育課内（電話7954番）

十月号

教委事務局研修會盛會に終る

……終始熱中した討議の四百名……

地方教育委員会発足に伴い、関係者から開催を要望されていた研修会が、去る九月十四日から二十二日までの間、新潟、長岡、直江津の三会場で七日間に亘り開催された。この研修会は、文部省と県教育委員会の共催で、対象を町村教委の教育長及び事務局職員とし、実務上必要な事項を中心として研修を行ったものである。

講師は、文部省より諸沢事務官、県教育庁からは、則部教育長、島津教育次長を始め各課室長、係長総出で講義討議を行ったが、社会教育課からは吉川課長の「社会教育行政の在り方」増井主事の「指導者の養成及び関係団体の問題」小野塚主事の「新らしい社会教育の理解」猪股主事の「青年学級の振興について」があった。各会場共終始、熱のこもった討議がかわされ、非常な盛会裡に閉会した。

受講者は四〇〇名、この研修会を機に、県と地方とのつながりを、一層密にすると共に、あたかも地方教育委員会制度について巷に色々と批判の高い折柄、この会のもつ意義は大きいものであった。

尚市教委職員の研修会は、十一月に東京で開催される予定である。

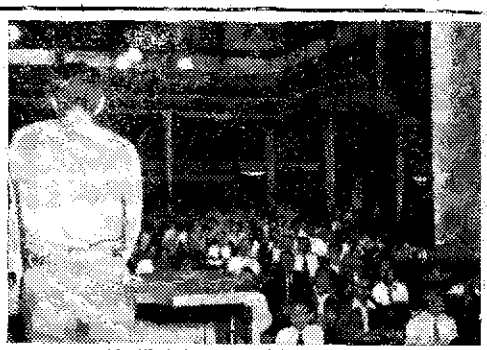

【写真】講演中の吉川社教課長

三地区で行われる社教指導者講習会

県社教十月の行事予定

本会では、本号の取材を豊富ならしめるため、各郡に取材担当員を設け、ますます豊富な内容と取材をそろえようと九月十一日開催された社会教育担当者会議に出席した各郡社会教育担当者にこの担当員を委嘱した。

公民館運営審議会委員等について研究協議する。

第八回国民体育会選手派遣（二三日―二六日）

本県参加選手並びに監督三〇〇名を四国四県に派遣する。

定期的な超短波教育放送や、十六

特別国会を此度開催し、成立した

青年学級振興法の問題等の多忙な

事務を行いつゝある県社会教育課

は、十月の行事予定を次の様にた

てゝ、その実現にあたっている。

教育放送講師協議会（五日）

越佐会館において冬期プロに基づくテキスト原稿作成と放送要領を協議、決定する。

県内五地区視聴覚ライブラリー運営委員会代表者連絡協議会（九日）

県立図書館において、全国視聴覚教育連盟加入県単位組織の性格について、及び昭和二十九年度、各地区ライブラリー予算の方針について協議する。

七市社会教育協議会（上旬）

三条市において、都市社会教育の振興策について研究協議する

社会教育指導者講習会（下旬）

魚沼、頸城、中部の三ケ所において、社会教育の指導上の重要問題、特に各種講座の講師

論壇

根本的改善を望む
専任職員の問題

小杉説次郎

公民館運動の成否は、一にかゝってその職員の如何によるといわれているが、以下の諸点について根本的改善が切望される。

一、実質的な専任職員か

専任といえば兼任でないという意味であるはずだが、公民館専任職員の場合は、俸給支出の面だけの専任で、実質的には町村役場における雑務係的存在の専任が案外多いように見聞される。こうした職員を以て公民館専任職員と呼ばれることは、今後の公民館活動の推進を混迷させ、停滞させる素因として排撃されねばならない。

二、申訳的な専任職員の数

これを学校に比較してみるならば約千名程度の児童生徒の学校には少くとも校長以下三、四十名の教職員が専門職として配置されながら、その地域の全住民六、七千を対象とする公民館には、せいぜい一名か二名程度の専任職員をおくことが仲々難かしい問題となっている現状である。この現状でその実績があがらないと非難するのは余りにも苛酷過ぎはしないだろうか。

三、専任職員の質

前述一、二の問題にもまして大切なことは、その職員の質の問題である。社会教育の複雑性からくる色々な困難、後進性の故にもつ幾多の難関を処理することは、生易しいことではない。私は公民館の専任職員の質は学校教職員の場合よりも、その職務の性質上遙かに吟味されるべきだと思う。例えばその条件として考えられることは

1、謙虚で協調性を持つこと
2、郷土を住みよくしようという情熱に燃えている人
3、地域社会において社会的信用をもっていること
4、政治、経済、社会等に対する洞察と見識をもっていること
5、サービスの精神に徹していること

等があげられる。然し現状を眺める時、余りに寂寞の感を深くする。専任職員の設置、職員の質、質の問題が必然性をもち、且緊急性をもって行財政の面で大きく採り上げ、根本的改善の加えられる日の一日も速からんことを切望してやまない。

（岩船村上町公民館主事）

縣教育放送モニターを企画

公民館主事を依嘱の予定

県社会教育課では、此度八月二十四日より放送を開始した超短波教育放送の放送の効果を測定し、併せて将来の計画立案及び講師の放送技術の向上に資するため、教育放送モニターを依嘱することになった。

先づ第一次は十月一日より十一月末までとし、報告は一週間ごとに前週土曜日より次週金曜日までのものを土曜日に報告する様になる。

報告内容は、かなり精密なものであっているか、内容が聴取者がもとめているものか、時間に適合しているか、用語に不適当なものはなかったか、その他）

① 放送内容（放送のねらいに

② 放送方法（アナウンス、音楽はどうか、音楽の速度は如何、言語に不明瞭なものはなかったか、放送方法は適切か、その他）

③ 受講生の反応（受講生の感想反応、聴取後の指導の感想、反応、その他）

④ 受信状況（感度、雑音の有無などについて）

等となって居り、今後の活躍、成績が期待されるが第一次のモニターは、西蒲、北蒲、佐渡、南蒲の四名で主に公民館の主事が依嘱される予定である。

標題の揮毫は岡田知事

公民館専任職員の現況

青年學級成立後の問題

公民館が提唱されてから、既に七年余を経過し、この間着々と目的発展と質的成長を行って来たが、この公民館を実際面に於て運営し、又は社会教育自体を動かして行くべき重要な車輪の軸は、公民館職員に他ならないであろう。

公民館活動や社会教育というものは極めて複雑、困難なものでその効果を十分挙げる様にするには、かなりの熟練した技術と、その場、その場を機敏に生かして行く頭脳と心持ち合はせねばならないことは言うまでもなく、これを片手間や、熱情だけでは到底満足すべき結果を上げ得られるものではないのである。

このことは、小学校や中学校の先生よりも、遙かに困難な仕事であって、公民館の職員は、余程その意味で有能な技術者であり、教育者である専任者でなければならないのである。

所が実際面を見ると随分これと大きな懸隔があるのであって、公民館の活動が次第に本格的なものになって来るにつれて、効果ある活動を展開するため、施設の完備と、専任職員の充実が叫ばれて来る様になったのは、当然のことである。

このことは、前者が建設補助金を与えられたことも、今後の専任職の増額、起債の認可、後者が身分保障の措置、国費による職員費の負担となって強く要望される様になったことはまことに理由あることである。

また、現状より見ると、昨秋地方教育委員会の設置によって、公民館職員は地教委事務局員との兼任を余儀なくされ、公民館専任職員の負担が重くなって来ているが比度、十八特別国会で可決された青年学級振興法は、公民館の単行法制定に一層先立って法的根拠が

身問題として取り上げられるべきものであろう。

青年学級振興法には青年学級主事の規定があって、今まで青年学級の大部分が公民館によって行われていたと同じく、今後共継続することとなるが、今後は法的根拠を与えられている関係上、法律にしばられ、その負担が重くなる事も考えられるのである。

こういう時期にあたって、専任職員問題を考察するのも蓋し必要なことと思うのである。

専任職員數について

危期は増加で越した本県

今、全国に於ける公民館職員の現状を見ると、昭和二十七年九月の調べによれば（まだ二十八年度の調べは出ていない）、全国公民館二九、三四五館、その職員約二七、〇〇〇名中、専任職員はわずかにその一八%たらずの四、三〇〇人余で、いかに出発してまもない種類の施設であるとはいえ、学校教職員の五〇万に対して、余りにも少ないのに先づ驚くのである。

これを本県本年度の場合にしてみると、専任職員数は約七%の減少していることに気が付く。

これは前にも述べた様に昨秋地方教育委員会の発足に伴って、公民館の専任職員が、たちまちに教育委員会の事務局員と兼任したことによるのであるが、それにしてもあまりにも少なすぎることに驚かざるを得ないのである。

なお、念のため次表の年度別公民館職員表を見れば、遅々ながらも上昇線上にあることは、失望の中にも希望がある様に思われ、喜びにひえないのである。

所で一公民館当りの職員数は五

年度別公民館職員表

年度	専任	兼任
廿三年度	一二名	三三四名
廿四〃	六一	八三九
廿五〃	一六四	一〇〇四
廿六〃	二二三	一〇〇一
廿七〃	三〇三	九九七
廿八〃	三一四	二二七八

・三人となっているが、これを専任職員で見るならば驚くなかれ〇・八五人となって居り、まったくと思われる。

専任職員の年令狀態

職員の大部分をしめる二十代

次に、専任職員を年令別に見ることは、専任職員名簿より別表のごとき割合を見え出した。

まず、これから見られることは男女共二十代が頗る多いことに気がつく。これは穿たって申し上げる程のことはなく、二十代がこれの中心となっているのであって理想から言えば身分保障や、国費による職員費の負担の問題が片づけば必然的に三十代が中心となるのである。

しかし、二十代に続いて三十代の二一・六%、四十代の一三・四%と、割合順を追っていることは頗る自然なものと思われる。

ただ、ここで目に付く数字は女子の四十代の三・一%であるが、これは婦人指導者という人達で、そういう意味から言っても現段階

この事実には唖然とするの他はないのである。

前述の地方教委設置に伴う、公民館専任職員減少の危機はパーセンテージにより顕著に表れているが、実際問題としては表によって見られるがごとく専任職員数に於ては十一名の増加、兼任に於ては一、二八一名の増加による反対現象を持って表れて来ている。

このことは如何にパーセンテージが減少したとは言え民館活動にたずさわる実際的人員は増加した公ことで、単的に言うならば地教委設置による公民館職員の増加と見ても異論はないこと思われる。

樂しい買物
明るい大和
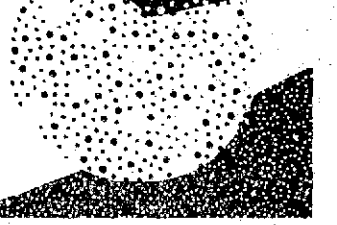
大和
新潟市
TEL 5111
毎週木曜定休
JODR大和アワー
毎週木曜日午後6時5分より……暮しのアルバム
毎週金曜日午後7時5分より……いらっしゃいクイズ

専任職員の前歴と學歴

壓倒する旧制中学卒

では割合望ましい数字であると思う。

次にこれ等のことを役職の面から見ることも必要であるが、時間の都合上、統計を出すことが出来ないので全公連発行の「公民館月報」より見ることとする。これは第一回より第四回までの文部省表彰公民館並びに各都道府県推薦公民館等約二〇〇館の公民館専任職員を対象として行った調査による。

専任職員年令別表

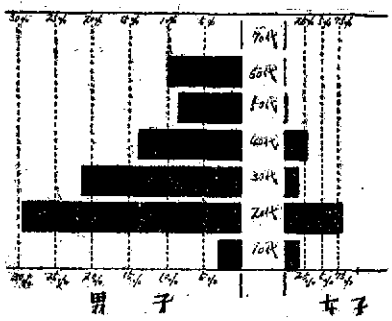

のであるが、本県の場合も、年令上の統計では、大して変りが無いものと思われるので特に参考に供したいと思う。

まず、館長では、五〇才—六〇才が一番多く、次に七〇代が二〇%、つぎに三〇才—四〇才までが一五%となっている。

これは退職校長が四五%含まれている。

主事は、二〇才—二九才までが三二%、三〇才—三九才までがおなじく三二%で、壮年層によって大部分しめられており六〇才以上は六%にすぎない。

書記は、二〇才—二九才までが六〇%、三〇—三九才までが二二%で主として青壮年層によってしめられている。

書記の中、女子は二〇才—二九才までが三七・五%で一番多く、次が二〇才以下が二五%となっている。

次に同じく全公連の統計より職員の前歴を見ようと思う。

館長は、校長が四五%で断然多く、つぎに教員の三五%、公務員の一五%となっている。

主事は、教員の三四・五%でこれも一番多く、次に公務員の二五・五%、団体役員の一二・五%の順になっている。

書記は公務員の三〇%が一番多く、次に教員の二七%、会社員の二二%、団体役員、農業、漁業、その他で各々五%となっている。

書記の女子は、これも教員、公務員の約六〇%は、前学校教育関係者によってしめられ、約二〇%は、前役場関係職員である。

これを見ても前学校関係者が一番多く、続いて公務員が多いのは蓋し現状から見て当然のことと思われる。

専任職員前歴表
（公民館月報より）

職名 / 職業	館長	主事	書記	書記(女)
長員	45%			
員員	35	43.5%	27%	11.1%
員業	15	25.5	30	11.1
業社		9.5	22	
他役		12.5	5	
会体			5	
団の			5	
農業			5	
漁業			5	
その他	5	9	5	77.8

次に職員の最終学歴をしらべて見よう。（前歴の職業欄の「その他」は新聞記者、自由業を含む）

本県における全部の職員から見ると先ず旧制中学卒（女学校を含む）の三五%が群をぬいて多い、これに次いで高等小学卒の一八%その次が師範卒の一二%と新制高校卒の一一%が相争う、後は専門学校、大学、小学校、新制中学の順に並ぶ。

これを職員別に見ると、別表の通り、やはり館長には一番学歴が良いことが解るが全公連のデータによる「前歴」の所で見た様に校長、教員が大部分をしめていることから師範卒の六・〇%が目立つが、大学卒の四・五%も他の職員に比して先っているが、結果より極単に見るならば、館長に適任だからというよりむしろ学歴が良いから館長にしたら、ということも見られないことはないと思われるのである。

主事は旧制中学卒の八・六%と館長と同じく師範卒の五%や専門学校卒の四・一%が見立つがその反面、高等科卒の六・四%も今後の問題として考えられるところである。公民館主事は公民館活動や社会教育の中心であるとはいうまでもなく、あらゆる意味で適能な人間でなければならないのであるが、今後はこの学歴の面でも出来得るならば大学卒の人たちが望ましく思われるのである。書記に於ては断然旧制中学の一七・五%が見立つ様な結果が出てこれによると割合好条件と見られるが、これを全国平均になると、更に学歴低下しているものと見て間違いはないであろう。

（最終学歴表の「其の他」は使丁雇員を含む）

勿論、学歴ですべてを決定するわけではなく、現に小学校卒で立派に、公民館職員としての役割を果し、優れた成果を上げている人も少くないけれども、一般的にいって、小中学の教職員の場合に比較してみても、ずっと条件が悪いとなると、このまゝで果して十分な公民館活動の目的が達せられるか、甚だ疑問である。

専任職員最終学歴表　1953.9.末

学歴	館長	主事	書記	書記(女)	其ノ他
大学卒	4.5%	0.9%			
専門学校卒	2.2	4.1	1.7%	0.9%	1.0%
師範学卒	6.0	5.0		0.9	
旧制中校卒	1.7	8.6	17.5	5.9	
新制高校卒			6.4	1.3	
定時制高校卒			3.6		
高等科卒	1.7	6.4	7.3	0.5	1.5
新制中学校卒			1.3	3.2	
小学校卒	0.9		2.2	1.3	1.5

季節向優良百貨大奉仕!!
恒例　秋の文化祭　10月24日より　6階
よくて安い　皆様の
秋・冬の
装いに!
小林百貨店
電話代表　3131番

専任職員の給与状態

主事の平均が九千七百円

従ってこれら専任職員の俸給平均も甚だ悪く二七年度の調査によると、全国平均が四、七〇〇円という有様である。これを本県の場合にとって見ると別表の通りであるが、これを同じく全公連のデーターにより見て見よう。

まず館長は一三、一八〇円、主事は八、六九二円、書記は七、八三七円、書記（女子）は五、二三五円であり、本県よりはすばらしく良いが、これは前述した様に全国の優良公民館の平均故、この様な数字になったものである。

これら比較して、館長の俸給がいちじるしくこれと差が出ているが、本県の場合、館長が完全な館長としての給料生活者ではないということを物語っているので、他に生活資金を獲得する有形又は無形の職業を持っていることが考えられるのである。この様な意味から完全な専任者でないこともいえることが出来るが、整理上細かい点は不明なので、そのまま出した数字であることを申し加えておきたい。

しかしながら、これを学校教員の給与平均約一六、〇〇〇に比べて見れば、公民館職員給与が如何に低額であるかが解ることゝ思う。これでは優秀な職員の獲得が出来ないのは当然と思うが、これを更に勤務時間から割り出して見ればなほ職員給与が低額なことが解る。

専任職員平均給与表

職名	給与
館長	6,037円
主事	9,734〃
書記	6,923〃
書記（女子）	6,085〃
雇員	6,205〃
使丁	4,133〃
全職員平均	7,342〃
	6,637〃

専任職員の勤務時間

驚く一日十三時間勤務

これも手元にデーターが無いので全公連のデーターによって考えて見ようと思う。

先ず、平均して八時間勤務が館長七〇%、主事六一・八%、書記八〇%、書記（女子）七五%で一番多い。が、主事にかては一二時間が一五%となって居り、一三時間が二・八%をしめている。

公民館職員の勤務時間の過重について各地で問題にされ、その事例も多くあげられているが、主事の二・八%ではあるが平均十三時間勤務ということは驚くべきことである。

これでは転退職するものが多くなるのも無理からぬことであることは今更いうまでもない。

また、地方公務員である関係から人事交流の途がふさがれてしまっていることも、また優秀な人材を獲得する隘路になっている模様である。

こゝで又、全公連の資料による職員か、否か」により集めた結果は

	よるもの	よらないもの	その他
館長	五〇%	四五%	五%
主事	六一・七	三〇・五	一四・八
書記	八〇	一五	五
書記女子	七五	一三・五	一二・五

となって居り、約その半数近くが、未だ地方公務員法によって定められた職員でないことがわかるのである。

これでは身分保障の確立が叫ばれるのは当然の結果というべきである。

アンケートの「地方公務員法による職員か、否か」

専任職員の教育について

申譚的な講習会だけの現状

最後に現在専任職員として活動している人々に対する講習等についても、国に於ても、県に於てもこれを行っているが、二、三日又はさいぜい四、五日程度で、専任者として徹底した訓練は受けていない有様である。

これを本年の県の例にとって見ると、本年は国における講習会はなく、そのかわり春秋前後二回の図書館職員と合体した二泊三日の専任講習会を県で開催することになっているが、六月十日前期の講習会では、県で会場の都合上五十名にしていたがそれにしても四六人の出席者であって、これは第一専任職員の一三%にしか過ぎないのである。

その他郡では主に郡公連が主催して講習会を開くことになっているが、実質的には、上げて数える程のことであろうと思われる。

まして、社会教育主事講習を受講した職員などは、全く僅かで、他の多数の職員は、未だに何等の本格的訓練をも受けないで、この困難な事業に従事している様な現状である。

今後の研修についても従来の講習会形式に執われない独自の有効な手段を講じて有力な職員の養成に努力する必要があるのである。

公民館訪問

⑧ 刈羽　高田村公民館

見学の絶えぬ博物館的な存在

住宅利用の特殊設備

教育委員会事務局と兼任の館長を含めた三名の職員、公民館予算、住民一人当り一〇八円二七銭、図書数一、一五四冊……とある。これが一昨年の施設優良公民館の内容だと言はれてみても一寸合点が行かない。

訪問するやいきなり聞かされた第一声は「なにしろ、こう視察者が多くては、こちらで手を上げてしまいます。今年も県から文部省の優良公民館に推薦されましたが、そんなわけでおことわりしたくらいです。」といわれて、渡された表の数字を今一度念を入れてめくって見ると一一四坪の転用施設、四二〇組の共同炊事具、厚生省推薦三段式改良便所、モデル台所等々とあり、これでは一般の公民館施設にくらべて大分開きもあるし変った行き方をしていることにあらためて気が付いた。

こうした施設に大きなズレのあるのも道理、この公民館は、寄贈された村内資産家の住宅をその儘そっくり独立公民館として利用したことにあるが、ヘンにこま切れ細工をせず、立派な住宅を十二分に活用した上に、台所から便所、カマド、長州風呂等と生活改善のモデルとして申し分のない施設を備えたからである。強いて博物館的公民館とでもいったらどうだろう。

これでは視察客の多いのも当然である。

館長さんの言う生活改善は写真や図面を説明して見せてもなかなか解ってもらいない、出来得るならば、現物を見せ、そして実際に使って見ることが出来ればはなる効果的であろうと考えられたが、公民館でこの施設を作り上げてから丸二年で村内の改良カマドは三五台、台所の改善は一五ケ所、長州風呂は一〇〇台にも増加普及したという実績がある。

こうした旧家の落ち着きを見せ、完備された公民館の施設を実際に利用し家庭講習講座や生産講座、婦人講座、成人講座、青年講座が開かれることはうらやましい限りである。

なお、今後は住宅に附して寄附された庭園に消防用と協力の上防火用水池を造り、前庭は子供達のためにブランコまシーリをそなえて遊園地にするというが、特に公民館新築は落ちついたこの旧家の施設を利用して挙げ、新婚の夢を更にこの公民館で結んでもらいたいと、ほゝえましい計画まで生れていた。

【写真】高田村公民館の前景

右手の建物がモデル便所

青年学級設置運営要綱

1. 青年学級の性格

① 青年学級は、市町村が開設する社会教育事業であって一定の開設期間を限り、また、一定の学級生を対象として行われるひとつの長期講座に類するものである。従って学校の如く半永久的存在である市町村の営造物ではなく、勤労青年の開設申請に基く市町村の開設行為に始まり、開設期間の満了によって当然に終了するものである。

② 青年学級は、勤労青年の実際生活に必要な職業又は家事に関する知識技術の習得並びにその一般的教養の向上の両者を目的とするものであってそのいずれかの一つのみを目的とするものであってはならない。

2. 開設及び運営の基本方針

① 青年学級の開設及び運営に当っては、勤労青年の自主性を尊重しなければならない。その開設及び運営を通じて、勤労青年の意思を尊重し、できるだけその希望にそうようにすると共に勤労青年が自発的に勉学する意欲をそそるような運営をはかる必要がある。このためその地域の実情に即応して「8」に掲げるような運営組織を設ける等の方法により、学級生の希望をその運営に反映させるように考慮を払うことが肝要であろう。

② 青年学級の開設及び運営に当っては、勤労青年の生活の実態及び地方の実情に即応しなければならない。従って、勤労青年の生活の実態を把握し、地域社会の基礎に立脚して、勤労青年に魅力のある無理のない計画をたてるよう考慮を払うべきである。

③ 青年学級においては、教育の中立性確保の意味から第十一条に掲げるように党利的、政治的、宗教的に偏した行為があってはならない。

3. 開設者及び実施機関

① 青年学級の開設者は市町村である。従って青年学級に関する事務は、市町村の教育委員会が管理執行する。

なお、必要な場合には、地方自治法第二八四条による市町村の組合が青年学級を開設することも可能である。青年学級は、市町村の設置する公民館又は学校（大学を除く）の事業として実施することを原則とするが、止むを得ない事情のため公民館又は学校において実施することが困難である場合には、市町村の教育委員会又は公民館、学校以外の教育機関において実施しても差し支えない。

4. 開設計畫

① 青年学級は、勤労青年十五人以上の申請によって開設されるが、そのためにはあらかじめ青年学級の開設申請に必要な市町村教育委員会規則を定める必要がある。当該規則には

イ 開設申請の期日

ロ 申請書の様式

ハ その他必要な事項

を定める。

② 青年学級の開設については教育委員会としては、当該市町村の財政事情等との関係もあるから、その市町村において開設すべき青年学級の数、学級編成の方法等について一定の予定計画をもたなければならない。この計画に関して、地域の勤労青年とあらかじめ懇談をしておくことが望ましい。

③ 開設すべき青年学級の数及び学級編成の方法等は、当該市町村の具体的事情により決定せられるべきであるが、青年学級は青年の共同学習活動を行うことを本体とするのであるから、学習効果をあげるためには、一青年学級の学級生数をあまり多くすることは望ましくないので、適当な人員をおよそ下記のような方法で、一青年学級に編成するよう配慮する必要がある。

イ 一定の年令層の者を一学級に編成する方法

ロ 一定の地域内に居住する者を一学級に編成する方法

ハ 学習内容によって学級を編成する方法

④ 青年学級の開設期日、開設期間、開設場所、学習内容、学習時間数等については、開設申請書に記載されるところを尊重しなければならないが開設期日については、年度初とすることが望ましく、開設期間に関しては一定数の学級生がまとまって学習を継続し得る期間で、その期間内に一定の教育計画に基く学習を行えるよう考慮して決定する必要がある。

5. 開設手続

青年学級開設手続は、次の通りである。

① 4に掲げた予定計画に従って青年学級経費の見積を作り予算措置を講ずる。

② 教育委員会規則で定める開設申請期日までにその申請を受付ける。申請代表者については、殊に代表選定に関する手続（例えば選挙等による代表権の付与）等は必要としないから、開設受講希望者中のいわゆる世話人というべき者の名において申請されればよい。

③ 必要があれば代表者から開設申請の内容について聴取する等の措置を講ずることが望ましい。

④ 予算とにらみ合せて申請を審査した上、開設の適否を決める。この場合、

イ 開設することに内定したときは、市町村長と連絡して市町村議会の事件決議を経る手続を執る。その手続については、教育委員会法第六十一条の規定によるべきことはいうまでもない。

ロ 開設しないことに決定した場合には、特に市町村長との連絡、議会の議決等の手続を執る必要はなく、その旨を代表者に通知すればよい。

⑤ 青年学級開設について議会の議決があった場合には、その議決に基き教育委員会として開設決定を行い、その旨を代表者に通知するとともに法第八条による公示を行う。

⑥ 公示事項中には、学級生募集に関する事項があるから、公示は開設期日までに若干の余裕をもって行うべきであるまたなるべく募集に関する期限を明示し、開設後学級生の著しい異動がないよう指導する必要がある。

6. 組織

① 名称

いかなる名称を使用しても差し支えないが、なるべく「青年学級」という字句を附することが望ましい。

一市町村一青年学級の場合には、市町村名を冠するのもよいが、二以上の青年学級がある場合は、第一青年学級第二青年学級等と呼び又は部落名を冠する等他の青年学級と区別し得る名称を附することが必要である。

② 開設場所

開設場所は、開設期間中同一場所に限定する必要はなく、公民館、学校のほか農事試験場、研究所等利用し得るべき施設をできるだけ広く有機的に利用し、学習効果を挙げるように考慮を払うべきである

③ 学習内容

学習内容の決定にあたっては勤労青年の希望に応じ、その地域の課題を解決するための内容をおりこむように考慮すべきであって、学校の教科の単なる模倣に終らぬよう留意しなければならない。

④ 学習時間数

学習時間数とは、開設期間を通じて学級生が学習する時間数をいい、家庭実習に要する時間数は含まれない。

⑤ 学習方法

学級内において、更に少人数のグループによるグループ活動を適宜奨励し、また一市町村内に二以上の青年学級がある場合必要に応じ、その合同学習を行うとかあるいはグループ活動における合同研究等を行う等のことは自由であるまた、特に整備された実習施設等を中心に他市町村の青年学級との合同学習を行うことが効果的である場合には、その方法をとることもよい。

7. 職員

① 青年学級主事

イ 青年学級主事は、実施機関の長の命を受け、事業計画の立案、教育過程の編成その他青年学級の実施一般に関する事務をつかさどり且つ、学級生に対する生活指導及び職業指導に当るものであるが、第三条の精神に則り、8に掲げる運営委員会の意向を尊重してその

（次頁へつづく）

職務を遂行する必要がある

ロ　青年学級主事は別段の資格を必要としないが、国庫補助の要件としては法第十九条の資格を有する者でなければならない。

ハ　青年学級主事は、教育を担当させることを建前とするものではないので、教育を担当させる場合には、青年学級講師を兼ねさせる必要がある。

ニ　青年学級主事は、必ず設置しなければならない。

②　青年学級講師

イ　青年学級講師は必ずしも常勤の専任職員とする必要はない、一般には兼任又は専任の非常勤の職員とするのが普通であろう。

ロ　青年学級講師についても別段の資格を必要としないが、国庫補助の要件としては法第二十条の資格を有する者でなければならない。

ハ　青年学級講師は、必ず設置しなければならない。

③　青年学級講師補佐

青年学級講師補佐は任意設置の職員であって、その取扱いは青年学級講師に準ずる。

8. 運営委員会

①　青年学級の運営委員会に関する事項は、別段、法に明記されていないが、法第三条の精神は、青年学級の運営にあっては学級生の意思を十分反映させるために、地域の実情に即応した運営委員会如き運営組織を設けることを期待しているものであること。

②　運営委員会は、学級生の意志を尊重して、青年学級の円滑な運営をはかることを目的とするものであって青年学級の運営計画、学習内容の撰択編成、学習時間数の配当その他の運営について協議する組織であるが、その構成にあたっては、学級生の代表、青年学級の実施機関の職員（青年学級主事、青年学級講師、青年学級講師補佐等）教員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、青年団体、その他の社会教育関係団体の代表者、学識経験者をもって組織することが望ましい。

③　運営委員会の組織については、関係者協議の上規則を作り実施機関の長の承認を求めて会議を運営することが適当であろう。

④　青年学級の運営は、この委員会の意向を尊重して運営さるべきであるが、運営の責任は実施機関の長に帰することは当然である。

9. 経費

①　青年学級の経費は、青年学級を開設する市町村が負担する。

②　青年学級の性格にかんがみ学級生から受講料その他これに類似のものを徴収することは避けることが望ましい。

10 その他開設及び運営上留意すべき事項

①　青年学級の開設及び運営にあたっては、常に市町村長市町村議会との連絡を密にするはもち論、農業協同組合農事試験場その他の研究施設とも連絡を図り、全市町村民の理解と関心とを深めるように努めるべきである。

②　青年学級の開設及び運営にあたっては、地域青年団、農村青少年クラブ（四Hクラブ等）その他の青年団体とも密接に連絡をとり、青年学級をもり立てるようにその協力を求めると同時に青年団体の自主的活動を拘束することのないように留意すべきである。

③　公民館の行う定期講座、学校の行う社会学級講座等との関係に十分留意し、相互に密接な連携をとり、必要に応じ青年学級との合同学習を実施する等の方法を講じて青年学級の円滑な運営を図る必要がある。

11 青年学級類似事業

青年学級は、市町村が開設するものであることは、1の①に述べた通りであるが、市町村以外の私人が地域あるいは会社、工場、事業場等の職域において青年学級に類する事業を開設することは法の禁止するところではなく、その振興を大いに期待しているところである。

12 経過規定

法附則第二項の規定により、この法律施行の際、現に市町村の行う事業で青年学級に類するものは、昭和二十九年三月三十一日までは、この法律により開設された青年学級とみなされるので改めて法に規定する開設手続を必要としないが、この法律施行の日（昭和二十八年八月十四日）から二月以内に、法附則第三項の規定により、市町村の教育委員会は所定事項を公示するとともに、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。この場合において、「青年学級に類するもの」とは、当該事業が法第二条の規定による青年学級の目的に合致すること、その開設及び運営の方針が法第三条の趣旨にそっていること、並びに、青年学級主事及び青年学級講師に相当する職員が担当していることが必要である。

なお、青年学級主事、青年学級講師、青年学級講師補佐については、なるべく速やかに任命の手続をとること

辞令様式

一、公民館職員のうちから任命する場合

(一)　公民館が実施機関の場合

1　常勤の青年学級主事とする場合

○○村公立公民館職員
何　某

○○村立○○公民館青年学級主事に補する。
（月手当○○円を給する）
○○青年学級担当を命ずる
年　月　日
○○村教育委員会
（以下略）

（備考）1　手当については、地方公務員法第三十八条の規定の適用をうける場合に限る。

2　右の場合は、当該公民館職員が常勤の場合に限る。

2　非常勤の青年学級主事とする場合

(1)公民館職員が常勤の場合

○○村立○○公民館職員
○○村公立公民館職員
何　某

○○村立○○公民館青年学級主事を委嘱する。
（月手当○○円を給する）
○○青年学級担当を命ずる

（備考）1　手当については、地方公務員法第三十八条の規定の適用をうける場合に限る。

2　右の場合は、当該公民館職員が常勤の場合に限る。

(2)公民館職員が非常勤の場合

(イ)兼任にする場合

○○村立○○公民館職員
何　某

○○村立○○公民館青年学級主事を委嘱する
（月手当○○円を給する）
○○青年学級担当を命ずる

(ロ)専任にする場合

この場合は、当該職員を免じて、次のような任命辞令を出すこと。

何　某

○○村立○○公民館青年学級主事を委嘱する
（月手当○○円を給する）
○○青年学級担当を命ずる

(二)　学校が実施機関の場合

1　常勤の青年学級主事とする場合

○○村公立公民館職員
何　某

○○村公立学校職員にかねて任命する
○○村立○○学校青年学級主事に補する
（月手当○○円を給する）
○○青年学級担当を命ずる

（備考）1　手当については、地方公務員法第三十八条の規定の適用をうける場合に限る。

2　青年学級講師及び青年学級講師補佐の場合もこれに準ずる。

3　青年学級主事が非常勤の場合に限る。

4　月手当は、地方公務員法第三十八条の適用をうける場合に限る。

二、学校職員のうちから任命する場合

(一)　学校が実施機関の場合

一、(ハ)に準ずる

(二)　公民館が実施機関の場合

一、(ロ)に準ずる

備考　(ハ)(ロ)の場合を通じ給与については、教育公務員特例法第二十一条の規定の適用を受ける場合がある。

三、地教委事務局職員のうちから任命する場合

○○村教育委員会事務局職員
何　某

○○村立○○公民館青年学級主事を委嘱する
（月手当○○円を給する）
○○青年学級担当を命ずる

（備考）1　実施機関が公民館の場合である。学校が実施機関の場合においてもこれに準ずる。

2　青年学級講師及び青年学級講師補佐の場合もこれに準ずる。

3　青年学級主事が非常勤の場合に限る。

4　月手当は、地方公務員法第三十八条の適用をうける場合に限る。

四、民間人を青年学級講師に委嘱する場合

何　某

○○村立公民館（○○学校）青年学級講師（講師補佐）を委嘱する。
月手当　○　○円を給する
○○青年学級担当を命ずる

現在平均一日十時間の肉体労働と精神労働を強いられる専任職員については、統計上や、行政上だけでは論じられない反面がある。この頁は専任職員の生活記録の断片を載せてみた。

考えていること 行なっていること

松本十三雄

公民館の職員になってからやっと一年と少んでしまう。前にあげたことが、しかも四年余り土地を離れ職業も全く異なった領域に居ったいわば新米の考えていることが、他の公民館の方々にとってはもはや陳腐であったり、或いは奇矯であったりするかも知れないとしても、そのようなことの批判や指摘がみんな私自身の成長、ひいてはわが公民館の成長の糧となってもどって来るものであるから、これを書くこともまた、それがどんなに苦しいものであるにせよ、職分における期待を持ち得るたのしさがない訳ではないと思っている。

公民館主事は、本来ひまな職分であると思う。あるべき公民館の姿を云々することは、茲での命題でないが、曰く青年学級の講師曰く社会体育の講師、曰く各種団体の行なう行事のプランナー兼実行委員、曰く看板書き、曰くポスター張り人夫等々、ほかに人がいないという故もあるが公民館主事の仕事はむしろホンのチョッピリといえるような気がする。地域における綜合的な社会教育の分野のトラクターの役目は何処かにカスそのトラクターの役目としての仕事だといえるとしても、公民館がその残階にある中は、本来の公民館のあるべき姿ではないと思う。

それにもかゝわらず、過程そのものが目的だという教育の理念を実行しようとすれば、こゝ暫くは、この町の公民館の仕事をする者は誰であっても、一体何があって毎晩出かけるのだいと周囲の者からいぶかられ、「公民館の主事でや何でも知っていんばならんもんだの」、昨日はダンス（フォーク・ダンス）をしてたかと思ったら今晩は映画のギン（技師？）、算盤の先生から近代思想の講義、原子力の話まで語らんばならんと思えばシャベることも相当にできねばならんしという半ばあきられる程の領域へ首を突込み、足をさし入れなければならないのであり、忙しさから抜ければいゝ仕事をしていない証拠なんだという自覚はしている。

任についたとき、この一年は対象の実態を摑むために積極的に動かず、客観的に町を見まっと、各種行事も探りの針の心算でやって来て一周年、ある種の計画も稔り始めたこの七月初めの動きを日記から拾って見よう。（数字は日付）

或日の日記より

佐渡 K生

〇月〇日

出勤早々婦人部より〇〇町の某が死亡して埋葬認可書を発行した旨の連絡あり。

当公民館では生活改善の内、冠婚葬祭にも重点を置き、殊に葬儀の知きは不意の出費になるのでこの物価高の折から飲食物の饗応も出来るだけ倹約に部落単位にする事を全町の申合せ事項とし、各町内に生活改善推進委員会を設置し冠婚葬祭の節はいっさいの相談に応じ、喪主は玄関に（公民館提唱の葬儀執行〇〇町生活改善推進委員会）の看板の掲示を出す事になっているので、係員として申請を述べ只公民館提唱の生活改善に御協力方依頼の為、直に町内の推進委員会の方々と相談相手になる事になっているので早速出掛ける。

今日は街頭市日の為、役場のお知せ事項、公民館其他青年会婦人会の事業、季節の衛生等々の放送日だ。

二時頃、香具師七八人がどやどやとやって来て「放送はやめろ！おれ達は高い費用をかけて来ているのだ、あんなにやかましく放送されては営業妨害だ」と怒鳴って来た。よく解を聴くと貯蓄強調週間の為、無駄使をやめて貯蓄しましょう云々が、折角購買心が出て手を出そうとしても考えるという――成程そんな事もあろうかと早速訂正して放送した。

毎週月水金曜の五時より珠算講習（十時まで）

八時より防犯協会と共催の「青少年不良化防止座談会」があるが、夕食に帰る時間がないのでパンで我慢した。

青少年教育は最も重要であるが最もむつかしい。

彼等の自主性を尊重しても、あまりの放任もいけないし強く来をひいてもいけない。あせらずたゆまず彼等と共に勉強して行こう。

〇月〇日

今日は街頭市日の為、役場のお知せ事項、公民館其他青年会婦人会の事業、季節の衛生等々の放送日だ。

二時頃、香具師七八人がどやどやとやって来て「放送はやめろ！おれ達は高い費用をかけて来ているのだ、あんなにやかましく放送されては営業妨害だ」と怒鳴って来た。よく解を聴くと貯蓄強調週間の為、無駄使をやめて貯蓄しましょう云々が、折角購買心が出て手を出そうとしても考えるという――成程そんな事もあろうかと早速訂正して放送した。

毎週月水金曜の五時より珠算講習（十時まで）

八時より防犯協会と共催の「青少年不良化防止座談会」があるが、夕食に帰る時間がないのでパンで我慢した。

青少年教育は最も重要であるが最もむつかしい。

彼等の自主性を尊重しても、あまりの放任もいけないし強く来をひいてもいけない。あせらずたゆまず彼等と共に勉強して行こう。

7昼 七月分支出命令書整理
昨日の原紙プリント化
夜 労組ローマ字講習（九時）
8昼 視聴覚研究協議会（長岡）
9昼 夜堀溝青年学級（十一時）
電休日雨天で暗くて仕事にならず青年学級講義内容の研究、夜映写会あり（十時）
10昼 青年団の行う演劇脚本を書く教委定例会（六時まで）
11昼 昨日に続き脚本を書く
夜 成友映画鑑賞会、親子野球大会プランにつき計画（本年最初）
12夜 新着フィルム試写会（労組連合青年団、教委、連審委各位）にて十一時となる
13昼 連審委議会案内資料のプリント（超短波及び青年学級の件）森町村の村青少年指導者講習会へ連絡に自転車で行く
夜 此心会、弁論研究団体）員の原稿訂正の乞いに応ず
14昼 青年団の為の脚本できあがる夜本所青年学級十一時まで
15昼 青年団演劇部と脚本の検討
夜 堀溝青年学級（十一時まで）
16昼 脚本のプリント化
夜 連審委議会（超短波受信機設置がきまる）
17昼 都自作スライド製作講習
夜 労組ローマ字講習（九時迄）
演劇脚本よみ合せ（十一時）
18昼 昨日に続きスライド製作講習
夜 成友の集り機関誌発行定る（眠る）
19昼 夜本所青年学級（十一時）
20昼 公民館建物資料を日本建築学会雑誌からとる
夜（自分の時間）
（南蒲見附町公民館主事）

提案

△何をやるにしても先づ人を得ることだという。公民館でも同様である。現段階では人を得ることと同時に人を育てることが問題になっている。

△専任職員のいるところは繁盛するところ、ではない。繁盛の差が生じている。このことは誰もが認めるところである。

△それでいて、公民館に専任を置かないのはどうしたことであろうか。公民館が単に社会教育の場でしかなく、村政に少しもプラスしていないと考えているからではあるまいか。

△村の社会教育事業は果して、無用の長物であろうか。雑誌「社会教育」九月号には千葉県のある村長さんの述懐が載っている。

△マイナスの村だからこそ、社会教育が必要であり、ゼロに近づくために努力しているのであり、且つゼロからプラスへと念願しているのだと説き例を示している。

△北蒲原の矢島事務所長は「役場一番の腕きゝ（村政）と農協一番のやり手（産業）の二人を公民館の主事にしなさい。その二人のぬけだけのマイナスは公民館が補って余りが出るから……」と

△共に社会教育の本質をよく理解しての諦言である。

△人を得ることゝ人を育てることをも一度吟味してみよう。

青年学級の諸問題（其の三）

猪股武雄

要するに実践生活の場から問題を設定し、それを共同で解決する「問題解決学習」にねらいがあり、その解決方法には講義あり討議あり読書や自己研究あり、さまざまの方法が用いられ、その指導に当るのが講師であり、グループの指導者である。なお解決の過程において一般教養や教科教育が必要な時は当然それらの取扱いがなされるが、それはあくまで問題解決の手段であって、教科教育に本旨があるのではない。そうして解決した結果は生活実践の場に再びもどして、各自の生活を豊かなものにしてゆくことになる。

いま農村を例に「学習主題」に農業をえらび、それを解決するための他の学習経験をもった力リキュラムの一試案を掲げて見よう。

因に青年をとりまく社会、自然、文化の三生活領域の中から、青年たちの当面する問題を拾いあげて年間配当し、それを解決してゆくための他の学習経験を配列したような教科課程を、何んとかでっち上げて見たいと考えているのであるが、各地の青年学級においても特色をもった「社会教育である青年学級」らしい教科課程が、どしどし生れることを期待している。

月	村の行事	青年団の行事	学習主題	学習活動	その他の学習経験	学習上の参考資料・配当点
五月			果菜類の定植	1. 田植の技術	国語 1. 相馬御風作「田植時」の鑑賞 2. 「田植」に関する創作 3. 「田植」に関する短歌、俳句の研究と創作	学習治動 2. 3. 4. について共同研究を行う。
			田植をめぐる諸行事	時期 密度 様式 その後の管理	数学 1. 水田1町5反を苗植する苗代・苗数・苗代・苗数・苗代・苗数・

ところどころ

中魚で社教連絡協議会が発足!!

【中魚担当員発】かねて郡社会教育委員会を設置していた中魚沼郡では、地教委の発足に伴う新情勢に対処するため、機構の改組発展を計画していたが、今回町村社会教育委員の連絡協議会として再発足することに決定し、去る九月廿五日中魚沼郡社会教育委員連絡協議会を設立した。十日町長中山謙次氏を会長にして本年度は十三万二千円の予算を計上しているが主なる事業は次の通りである。

。社会教育研究大会
。社会教育委員研修会
。社会体育推進員講習会
。青年学級主事研究会
。郡講師団の編成
。関係団体の育成

写真は『公民館の歌』を録音する小出町声友会の諸君

人気の的の合唱『公民館の歌』

＝特に編曲して青年学級に＝

北魚小出町公民館では先ごろから同町に存在する合唱団体である声友会と提携して、レコードコンサートや、一般に親しまれている曲の合唱会を開催してきたが、こんどの青年学級の必修科目に音楽を加え、同声友会による合唱をテープレコーダーに採って教材にするなど、活発な動きを見せている。

第二回目の九月十一日は同声友会が特に「公民館の歌」を混声四部合唱に編曲してテープレコーダーを通じて披露し、絶讃を拍したが同日の参加者は男女で六十四名の教室内に収容出来ない有様で学級生の人気の的となっている。

講習生の要望を二ひろって見ると、月に一度は是非開設してもらいたい、流行歌を合唱にして聞かせてもらいたい、青年学級の歌を早く作ってもらいたい、等ほほえましき要望が続出した。

大盛況の三条『商業講座』

机が足りずテンテコ舞

三条市公民館では、去る八月二十八日より十月六日まで毎週火、金の二日間三時間づつ、県教委、市教委、三条実業高等学校共催による「商業講座」を開催している。科目は商業経済、税務、会社法の各十時間に算記の十二時間が加わり、講師は三条実業高校の各教官が当って居る。

受講者は定員五〇名に対して一六〇名も殺到、日を追うごとに増加の一途をたどって居り、公民館では机が足りず、その対策に頭を痛めている。

なお、受講者は平均年令二十四才最年少者は一七才、最長者は五十六才であり、職業別では会社事務員、経理事務所員、銀行員が圧倒的となっている。

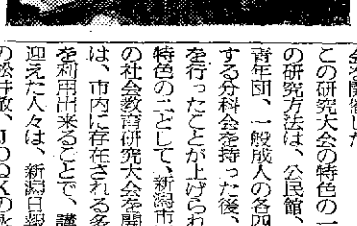

【写真は会場をうずめつくした受講者】

三條、村上へ特に超短波を発信

吉川社教課長の講演など

県社会教育課超短波教育放送係では九月五日午後一時二十分より一時四〇分迄二十分間を三条市公民館で行なわれた三条教育委員の協議会に、同二十四日午後十二時三十分より同一時三十分迄の一時間を岩船郡村上市で行なわれた同町公民館並びに青年団関係の集会へ特に発送されて電波を発信した。

三条市むけに発信された電波では県社教課長吉川浩次氏の講演「超短波放送の利用について」であったが市公民館に取付けられた受信機が取付不充分のため、よく入らなかったのは残念であった。

村上市むけに発信された電波では岩船郡桑谷村遠山ヨシミさんと県社教主事補の伊藤新作氏との対談の新潟説教所に於て、九月十二、十三の両日に渡り社会教育研究大会を開催した。

この研究大会の特色の一つとしての研究方法は、公民館、婦人会、青年団、一般成人の各四つに要望する分科会を持った後、総合討議を行ったことが上げられる。

特色の二つとして、新潟市に於て町の社会教育研究大会を開いたことは、市内に存在される多数の講師を初出出来ることで、講師として迎えた人々は、新潟日報論説委員の松井敏、JOOKの永瀬放送課長、片桐県児童課長、県社会教育課の増井、稽股、高橋(佐藤(希)広沢)等の多数の諸氏である。

熱論の末は熱した頭を冷すため市内の古町を散歩しながらOKを訪問、見学するなど有意義の裡にも楽しい二日間を過した。

葛塚町の社教研究大会新潟で開催

市内の施設や講師を利用して

北蒲原葛塚町公民館では新潟市磯町の新潟説教所に於て、九月十二、十三の両日に渡り社会教育研究大会を開催した。

この研究大会の特色の一つとしての研究方法は、公民館、婦人会、青年団、一般成人の各四つに要望する分科会を持った後、総合討議を行ったことが上げられる。

特色の二つとして、新潟市に於て町の社会教育研究大会を開いたことは、市内に存在される多数の講師を初出出来ることで、講師として迎えた人々は、新潟日報論説委員の松井敏、JOOKの永瀬放送課長、片桐県児童課長、県社会教育課の増井、稽股、高橋(佐藤(希)広沢)等の多数の諸氏である。

熱論の末は熱した頭を冷すため市内の古町を散歩しながらOKを訪問、見学するなど有意義の裡にも楽しい二日間を過した。

十月一日より『赤い羽根運動』

本年目標は二千六百万円

本年度も深秋を赤い羽根でかざる共同募金の気節が来て、十月一日より一ケ月間、全国一せいに赤い羽根運動として展開されることになったが、本年度本県の目標は二六〇〇万円でこのうち五、〇七一、一六〇円が年賀はがきの寄附金となるので、実質今年は二〇、九二八、八四〇円となる。本年も、何分の協力を願いたい。

日在かず

ぬかのような秋雨がそぼ降る某日昼過ぎ。民俗学の小林存先生が課にやって来た。先だって書の字を祝った程の間だが文字通りカクシャクたるもの。年来の研究発表誌「高志路」の復刊が間もなくあがったと、これを抱いて至極満悦の体であった。

「一つ頼まれているお願いをきいてやって下さい」と色紙を差出すと、こだわらぬことでは今様良寛の存先生、かたわらの硯と筆をとってヤオラ書いてくれた歌三首。

・紫陽花のむらさき確と定まれる二百二十日の空を歌わむ
・手のひらに赤き桃の実重かりき初夏の夜の淡き感傷
・青白き蛾みの色に輝きて獅子座のリゲル今登り来る

寄ってたかっていかなる歌ぞとのぞき込んでいた人達、感嘆しばし呼吸をもらした吉川課長「先生は偉大なロマンチストですね。青年の情熱ですね。」と言いば、「うん。なに? ね。アハハハ。」わかったのかわからぬのか小林青年(さっそうと)背中を見せながら風の如く部屋を出ていった。紫陽花の葉や赤い桃の実や夏の夜の感傷と多情多感。色彩の濃厚に圧倒された所々、遂、先生が老らくの繁水をこすったかどうか見忘れていた。(鶴)

紹介

青年団の情熱で設置した百万円の部落公民館

中魚　秋成村太田新田

熊狩りで名高い苗場山麓秋成村の奥地に総工費百万円の豪家な公民館が生れた。

しかもそこには僅か四十名の青年団員が血のにじむような苦労を重ねた結果、ついに部落と村当局を動かしたというエピソードが秘められている。以下同部落を訪れて三年にわたる団員の苦斗の跡をたずねてみた。

太田新田は秋成村役場から更に約一里程入った戸数僅か四十五戸の小部落である。ここにある共同施設と名のつくものは鎮守様と農協倉庫くらいのものだ。戦後各地で文化運動が華やかに巻きおこったときもこの部落だけは全く忘れ去られていた。青年団がいかに計画してみてもこんな山の中へは講師も来てくれない。だから講演会と講習会もいまだ一度も開かれたことがないという部落である。

昭和廿五年、当時青年団長だった藤ノ木善一君は、このままでは時流に取り残されてしまう、何とか公民館を建てもらおうと団員に呼びかけた。そこで手わけをして部落の有力者に懇願したが資金難で誰も相手にしてくれる者はなかった。しかし団員たちは絶望しなかった。廿五年の春、雪深い鎮守様に集った団員は公民館を建てるために向う五年間、一切の無駄ずかいをやめて貯金しようと誓い合った。かくて男廿一名、女十九名の団員の苦しい生活が始った。家業の余暇をさいて春先きのソリ引きに、道普請に、薪切りに懸命な努力が続けられた。

一方山地青年団の唯一の楽しみである春秋二回の祭りも、年一回の厨安会も全く廃止して、資金を積立てた。時には近隣の青年達から守銭奴とまでののしられたこともあった。石の上にも三年、ついにこうした努力が十万万円の貯金となって現われたとき、部落の人達も青年の熱意に感じて立上った。また村でも卅一年の予定を繰りあげ、ことし卅万円の補助を認めてくれた。かくて計画は急速に具体化し、三、五間×七間、木造二階建の堂々たる文化の殿堂が完成したのである。

国立公園苗場山を指呼の間に望む緑の森の中にクッキリと浮んでいる公民館の雄姿はさながら一幅の油絵を眺めるようである。公民館の玄関で建築の功労者藤ノ木君は苦心談を次のように語った。

藤ノ木善一君談＝良くこんなに皆様が我慢してくれたと感謝しています。隣部落の祭りの太鼓の音を聞くとよっぽど中止しようと思ったことも幾度かありました。これからは公民館を最大限に利用して農業文化村に育てゝ行き度いと考えています。

（中魚出張所　佐野良吉）

三笠宮総裁賞に耀く

西蒲　巻町文化協会

今夏八月廿二、三日日光町における全国レクリエーション大会に全国優良団体として総裁三笠宮より表彰をうけた巻町文化協会の公民館と表彰一体の歩みを紹介します。

穀倉西蒲原の中央に位する巻町に昭和廿一年四月終戦後の混迷した町民の心の中に文化のかおり高いレクリエーション活動をすゝめることによって平和な文化国家建設に寄与しようと逸早く創られた巻町文化会であります。

いまにして思えば当時の世情の中にこの活動を進めることは、怒濤の荒海を往く小舟のように決して生易しいものでなく、幾多の困難がありました。然し撓みない会員の努力の蓄積により次第にその真価をみとめられ、強固なグループとして、その活動は町民にオアシス的感を抱かせ漸て昭和廿二年公民館設置の議がおこると文化会はそのまゝ公民館に移し講座や行事なすと共に、公民館の早期設置の運動をつづけ、その功により昭和廿三年八月他町村にさきがけて公民館が設置され、文化会の活動を

（西蒲出張所　亀山末松）

部に会報は弘報部（館報）にレクリエーション的のものは芸能部と体育部に公民館の事業として各部に分化してその活動の中心をなして来たのであります。

文化会報（現公民館報の前身昭和廿一年二月創刊）の綴をひらくときにその偉大さに胸をうたれるのであります。特に町民によりよきレクリエーションをとの見地から静的なものは芸能部を中心としての邦楽協会が、動的スポーツ的なものは体育部を中心としての体育協会が、常時に健全にして多彩な活動を展開して来たのであります。更にレクリエーション活動を展開する為に昨年春、巻町文化協会として統合されたのであります。これらの団体の活動からレタリューションの生活化により和楽の中に健全な町造りの為への慣習浄化の気運が昂まり公民館活動の一翼を荷い巻町公民館が昭和廿四年秋発足、間もなく県優良公民館として表彰された因子となったのであります。

春秋に公民館を中心にくりひろげられます芸能祭・文化祭・体育祭は全町民のものとしてその最たるものでありますが、その他月例に随時に行われますレクリエーション的行事は如何ばかり町民の心にゆとりを与え健全な心身を育成するに寄与したことか功積は実に大なるものがあり今回の栄誉は決して偶然のものではないことを痛感するものであります。

（西蒲出張所　亀山末松）

おち穂

▲爽涼ーすき通る空気、澄みきった水、とかく秋は頭の中まで冷やかで何かを考え、そして孤独の世界に浸りたくなるものです――なんていったら公民館は秋が一番多忙なんだぞ、そんな暇があるものか、と誰かさんに叱られました▲といっても何かに導を打ち込んで研究して見たくなる季節です。丁度概算の集計が出来たし、一、二の例を除いて、統計や資料もまとまった様なので、本号は特に地教委設置や、青年学級振興法の成立等に関連して「専任職員問題」を中心といたしました。

▲台風十三号に、また荒されたとはいえ、秋は有為な感じのする季節ですね。本号はみのりの秋にちなみ、内容充実の一手段として特に「青年学級運営要綱」を二ページサービスし、十ページ立てとしました。せいぜい御利用下さい▲秋深き隣は何を読む人ぞ、先日車中で我が月報を読んでいる方に出会い、とてもなつかしく、そしてたのもしく感じましたが、今日このごろの申込み部数はますます好調といったところ、これも秋のせいでしょうか。▲好調といえば天高く馬肥ゆる候、月報もいろいろの面で肥えて来ましたが、皆様の活動も秋の食欲のように活発でありますことをお祈り致します。

（桜井）

印刷
長谷川印刷所　県庁前電3309